

## かすかべ遊学参加事業申込における遵守事項

かすかべ遊学参加事業の申し込みにあたっては、以下の内容について理解し、遵守します。

- 1 「かすかべ遊学」とは、市の生涯学習に係る理念「遊びながら 学びながら ときめき発見！」を踏まえた生涯学習に係る活動をいい、具体的には以下のようなものとなります。
  - (1) 市民に日ごろの学習活動の成果を発表する喜びの場を提供するもの。
  - (2) 市民に生涯学習の楽しさや素晴らしさを実感してもらい、学習活動への参加意欲を喚起するもの。
  - (3) 市民主体の生涯学習を一層推進し、活力と文化に満ちたまちづくりに寄与するもの。
- 2 かすかべ遊学参加事業と認められた事業に対し「かすかべ遊学参加事業承認決定通知書」を交付いたします。また、当該事業は承認された期間中、その事業名に「かすかべ遊学参加事業」と冠することができます。
- 3 かすかべ遊学参加事業は春日部市生涯学習市民推進員会議を経て承認します。当該会議は例年4月、5月、7月、9月、10月、12月、3月に開催を予定しており、原則、申し込みのあった後の直近の会議を経て承認または不承認の決定がなされます。また、当該会議はやむを得ず中止となることがありますのでご了承ください。
- 4 かすかべ遊学参加事業として申し込みする事業は以下を満たすものとします。
  - (1) 主催者について
    - ①春日部市内で活動する市民サークル等の団体
    - ②その他、上記に準ずると教育長が認めるもの
  - (2) 事業内容について
    - ①かすかべ遊学の目的に沿う事業
    - ②春日部市内で開催される事業
    - ③一般の人に公開される事業
    - ④政治的、宗教的目的を有しない事業
    - ⑤営利を主たる目的としない事業
    - ⑥実施に当たっては、安全対策、公衆衛生対策等の措置が十分に講ぜられる事業
- 5 承認期間は、承認の日からその日の属する年度の末日までとします。
- 6 事業経費については当該団体の負担とします。
- 7 参加事業に変更が生じた場合、直ちにその旨を報告してください。
- 8 承認を受けた団体が要件を具備しなくなった等の場合、承認を取り消すことがあります。
- 9 当該事業が終了した後14日以内に、かすかべ遊学参加事業申込書兼報告書により事業実績報告をしてください。